

部活動の適正な運営

取組の方向性

部活動指導は、教職員の時間外勤務の主な要因になるなど、教職員にとって負担が大きいことから、部活動の適正な運営を推進します。

①適切な休養日及び活動時間を設定しましょう。

○県教育委員会では、スポーツ庁・文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(R4.12)」に則り、「大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定しました。(令和5年3月24日付け教委体第3018号、教委文3939号)
その中で、以下のとおり休養日及び活動時間の基準を示しています。

【中学校】

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設定する。
- 活動時間は、長くとも平日2時間程度・休業日3時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

【高等学校】

- 原則、週当たり2日以上休養日を設定する。
※1日は、週休日を休養日とすることが望ましい。
- 活動時間は、原則、平日3時間程度・休業日4時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- 学校の実態や特色及び競技種目や分野の特性、大会・シーズン等を考慮し、各学校において弾力的に休養日や活動時間を設定することができる。ただし、その場合にあっても、「週に1日」及び「月に1日以上休養日」を完全休養日とする。

【中高共通】

- 長期休業中は、連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定する。
- 休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保する。
- 大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、休養を増やすなど、週や月単位で他の日の活動時間において調整するなどし、生徒にとって過重な負担とならないよう配慮する。

各学校の取組

○県立学校は県の方針に、市町村立学校は各市町村の方針に沿って、「学校の部活動に係る活動方針」及び「各部の活動計画等」を策定し、各学校の方針に則った活動を行っています。なお、各学校は活動方針、活動計画等をホームページで公開することになっています。

成長期にある生徒が、部活動・食事・休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮と、職員の負担軽減の、両方の観点が必要です。
休養日や活動時間の設定が実効性のある取組となるよう、学校組織全体で取り組みましょう。

取組事例

【合理的かつ効率的・効果的な部活動指導】(体育保健課、文化課)

- 部活動用指導の手引(運動部)を活用しながら、科学的、合理的かつ効率のよい練習方法を工夫し、短時間であっても充実した活動が展開されるよう努めましょう。
- 顧問は、スポーツ医・科学の見地からトレーニング効果を得るために休養を適切に取ることや、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与えること等を正しく理解しましょう。

②部活動の指導体制を確認しましょう。

取組事例

【指導体制の見直し】（体育保健課、文化課）

- 特定の職員に負担が集中しないように、学校組織全体で部活動の運営や指導方針を検討したり、部活動の活動状況等に応じて顧問を複数配置するなど指導体制を見直すことも必要です。
- 管理職は、生徒や職員の数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、職員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置しましょう。
また、働き方改革を踏まえ、職員の部活動への関与について、業務改善及び勤務時間管理等を行いましょ。

<その他の改善策の具体例>

- ・経験のない部活動の顧問になった場合は、外部指導者等を活用し、専門的・技術的な助言をもらうなどの協力を得る。
- ・年間を通して、参加する大会や地域の行事・催し等の精選を図る。

トピック

負担軽減プロジェクトチームでは、「適正な部活動の在り方について」の議論を重ねており、その中で出された学校現場が参考となる意見の一部を紹介します。

- 年度当初のPTA総会等で保護者に対して管理職から「部活動については、教員の負担軽減等に配慮し、本校では休養日を設定して活動の統一を図っています。」と説明してもらうことで、保護者からの理解を得て、学校全体で取組を進めやすくし、休養日を取得しやすくする。
- 同一校において曜日を特定して外部指導者等を活用しながら、複数の部が体幹トレーニングなどのフィジカルトレーニングを合同で行うことで、全ての部の顧問が部活動に参加しなくてもよい体制を整える。
- 新採用者については、初任者研修に時間が必要であること、教諭として最も必要な教科指導や学級経営等を学ぶ時間が必要であることから、単独での部活動顧問は避けて、複数指導体制にするなど配慮することが望ましい。
- 部活動の指導体制は、複数指導体制となることが理想であり、一人で顧問をして特定の職員に負担が集中しないように配慮することが大切である。教職員数が足りずに複数指導体制が取れない学校においては、部活動数の見直しを検討することが理想である。
- 将来的な生徒数の減少を見越して、管理職のリーダーシップのもと、生徒・保護者・地域等に理解を得ながら計画的に学校規模に適した部活動数に調整することが理想である。

*生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域や学校、分野、活動目的等の実態に応じて、多様な形で最適に実施されることを目指しましょう。

③部活動の支援をしています。

【安全・安心な学校部活動支援事業】（体育保健課）

【県立学校対象】

- 県立学校の部活動において、公式大会に参加するために学校管理自動車等の長距離運行（片道20km以上）を行う場合には、専任の運転手を雇う経費をしています。

※時間単価 6,000円
補助率 2/3以内